

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金 実施要領

令和5年9月25日策定

(通則)

第1条 伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金（以下「支援金」という。）の申請について、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 店舗等を構えて事業活動を行っている市内事業者に対し、エネルギー価格高騰の影響を緩和するため、支援金を給付し、事業の継続を支援することを目的とする。

(事務局の設置)

第3条 伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、伊達商工会議所内に事務局を設置し、給付に必要な事務を行う。

(定義)

第4条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 店舗、事務所、営業所など、事業活動が行われている場所（専ら個人の住宅の用に供する家屋の一部を使用している場合を除く。）をいう。
- (2) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者のことをいい、かつ次に掲げるいずれにも該当しない者をいう。
 - ア 会社役員である者。ただし、従業員を兼務する役員は除く。
 - イ 個人事業主本人、及びその同居する家族従業員である者。
 - ウ 申請日時点で、育児休業中、介護休業中、傷病休業中、又は休職中の社員である者。
 - エ 日々雇い入れられる者、又は2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者。
 - オ 1か月の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の従業員の所定労働時間と比べ4分の3以下のパートタイム労働者等である者。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法に定める小規模企業者をいう。
- (5) 特定事業者 次に掲げるいずれかに該当する事業者をいう。
 - ア 公衆浴場法（昭和23年法律139号）による許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づき入浴料金が統制されている一般公衆浴場（公設を除く。）を営む個人又は法人。
 - イ クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項に定める届出を行い、確認証が交付されている普通洗濯業を営む個人又は法人。
- (6) 継続支援関係にある者 伊達商工会議所会員（特別会員を含む。）、又は壮瞥町商工会会員である事業者をいう。

(支援金の交付対象者)

第5条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年9月1日以前から、伊達市内において店舗等を構えて事業を開始しており、今後も継続して事業を行う事業者であること。

- (2) 農林漁業を営む事業者ではないこと。
- (3) 伊達市が実施する社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付事業の交付対象事業者ではないこと。
- (4) 伊達市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第27号）に定める公の施設の指定管理者ではないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと、又は暴力団等と関係を有する者ではないこと。
- (7) 第1号から第6号に掲げる者のほか、支援金の目的に照らして適当でないと実行委員会が判断する者。

（支援金の基本額）

第6条 申請者へ交付する支援金の額は、中小企業者に10万円、小規模企業者又は個人事業者には5万円とする。ただし、特定事業者にあつては、次のとおりとする。

- (1) 第4条第5号アに該当する特定事業者は、浴場面積が500㎡超の場合は20万円、500㎡以下の場合は10万円とする。
- (2) 第4条第5号イに該当する特定事業者は、中小企業者の場合は20万円、小規模企業者の場合は13万円、個人事業者の場合は7万円とする。

（支援金の加算額）

第7条 第4条第5号アからイに掲げる特定事業者に該当しない者（特定事業者を選択しなかった者を含む。）で、伊達市内に2店舗等以上ある場合は一律5万円を基本額に加算する。

（支援金の交付申請）

第8条 支援金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金交付申請書を実行委員会に提出しなければならない。ただし、第6条各号の2以上に該当する場合にあつては、いずれか一つのみ選択し申請書を実行委員会へ提出しなければならない。

- 2** 申請者は、次に掲げる書類を添付し、実行委員会に提出しなければならない。ただし、継続支援関係にある者の場合は、全部又は一部の提出を省略することができる。
 - (1) 税務署受付印又はe-Taxによる電子申告の受付番号が印字されている、直近事業年分の所得税確定申告書第一表の写し、市民税・道民税申告書の写し又は法人税確定申告書別表1の控への写し（申請日時点において、一度も決算期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人設立届出書の写し）
 - (2) 個人事業者で所得税確定申告を行っている場合は、前号の所得税確定申告書に係る収支内訳書の写し又は所得税青色申告書決算書の写し、法人は法人事業概況説明書の写し
 - (3) 申請書を提出する直近の月の帳簿等の写し
 - (4) 中小企業者に該当する場合は、常時使用する従業員の氏名が確認できる従業員名簿等の写し
 - (5) 個人事業者にあつては本人確認書類（運転免許証等）、法人にあつては履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認める書類

3 第7条第1号に該当する事業者は、事業所等が実在することを確認できる書類

- 4 第4条第5号アに該当する特定事業者は、浴場面積が確認できる書類の写し
- 5 第1項の申請は、令和5年12月25日までに行わなければならない。ただし、実行委員会が特に認める場合は、この限りではない。

(支援金の交付決定)

第9条 実行委員会は、前条の支援金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等を審査の上、交付又は不交付を決定し、伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金交付決定通知書、又は伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付時期)

第10条 実行委員会は、前条の規定により給付金の交付の決定をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 実行委員会は、虚偽の申請又はその他不正行為により支援金を受給したことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月25日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金交付申請書

(一般事業者用)

令和 5 年 月 日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 様

以下のとおり、支援金の交付を申請します。

申請者の情報	本社・本店所在地	〒																			
	申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ																			
		法人名又は屋号																			
		代表者役職																			
		フリガナ						姓						名							
	申請者の種別	フリガナ						姓						名							
		フリガナ						姓						名							
	申請者の種別	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号																		
		<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合のみ記載)	〒																	
	担当者名	フリガナ																			
氏名		姓						名													
連絡先	固定電話						携帯電話														
	業種						事業内容														
事業概要	URL						E-mail														
	最近一年間における概算売上高										円										
	従業員数	正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金						円									
	設立年月日	西暦	年	月	日	決算月 ※法人の場合	月														
	対象事業所等 (本社・本店が伊達市以外の場合のみ記)	住所					名称														
伊達商工会議所等との関係	<input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたる(会員) <input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたらぬ(非会員)																				

※継続支援関係とは、伊達商工会議所会員(特別会員を含む。)、又は壮警町商工会会員のことをいいます。
本社・本店が伊達市以外の場合は、事業所の写真等(証拠書類)の提出が必要です。
但し、継続支援関係にある場合は、提出を省略することができます。

【交付申請額】

下記の交付申請額を申請します。

申請額	中小企業者	小規模企業者	個人事業主
	<input type="checkbox"/> 10万円	<input type="checkbox"/> 5万円	

中小企業者に該当する場合は、従業員名簿等の写し(証拠書類)の提出が必要です。
但し、継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と区分に変更がない場合は、提出を省略することができます。

【給付金の加算額】

下記の加算額を申請します。

加算額	市内に複数店舗	代表的店舗等の情報		
	<input type="checkbox"/> 5万円	名称		
		住所	伊達市	

上記に記載した事業所等の実在が確認できる証拠書類の提出が必要です。
但し、継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と実態に変更がない場合は、提出を省略することができます。

(注)裏面にも記載事項があります。

【口座振込の申出】

実行委員会から交付される支援金については、下記への口座振込を申し出ます。

口座振込の申し出	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合		店名	預金種目	口座番号 (右詰めで記入)				
				本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
	金融機関コード(※)				店番号			(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。		
口座 カナ名義	(カタカナ)									

※ 口座名義人(カナ)については、通帳の見開きページより記載してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、当該法人の口座に限ります。)

但し、継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と同じ口座に振込を希望される場合は、通帳の写しの提出を省略することができます。

【宣誓・同意】

下記の宣誓・同意事項について同意します。

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金(以下「支援金」という。)の申請に当たり、次の1から2までのいずれにも宣誓し、次の3から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会(以下「実行委員会」という。)に支援金を返還致します。

1. 支給要件を満たしていること。
2. 基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。
3. 要領で定める確定申告書並びにその他証拠書類を5年間保存すること。
4. 実行委員会の求めに応じて、3で保存している情報を速やかに提出すること。
5. 実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
6. 無資格受給(申請が支給要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。)又は不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した基本情報等が支援金の事務のために第三者に提供される場合(支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報(第三者から取得される場合(支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。))があること。
8. 申請書に記載された情報について、公的機関(税務当局、警察、保健所、市等)の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。
9. 支給要領に従うこと。

基本提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

<input type="checkbox"/> 確定申告書等 (決算書・収支内訳書・法人事業概況説明書等を含む)	<input type="checkbox"/> 帳簿書類等(営業実態がわかるもの)
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ)	<input type="checkbox"/> 通帳の写し(表紙と通帳を見開いた1、2ページ)
<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(法人のみ)	

※添付書類については、実施要領や申請の手引きを確認の上、忘れずに添付してください。

※以下の欄には記載しないでください。

交付決定額 (基本額+加算額)	円
--------------------	---

審査	担当	※事務局受付印

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金交付申請書

(公衆浴場に該当する事業者用)

令和 5 年 月 日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 様

以下のとおり、支援金の交付を申請します。

申請者の情報	本社・本店所在地	〒																		
	申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ																		
		法人名又は屋号																		
		代表者役職																		
		フリガナ																		
	代表者名	姓						名												
	申請者の種別	選択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号																
		<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合のみ)	〒																
	担当者名	フリガナ						氏名	姓						名					
	連絡先	固定電話						携帯電話												
事業概要	業種						事業内容													
	URL						E-mail													
	最近一年間における概算売上高						円													
	従業員数	正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金	円													
	設立年月日	西暦	年	月	日	決算月 ※法人の場合	月													
	対象事業所等 (本社・本店が伊達市以外の場合のみ記)	住所					名称													
伊達商工会議所等との関係	<input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたる(会員) <input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたらぬ(非会員)																			

※継続支援関係とは、伊達商工会議所会員(特別会員を含む。)、又は壮瞥町商工会会員のことをいいます。
 本社・本店が伊達市以外の場合は、事業所の写真等(証拠書類)の提出が必要です。
 但し、継続支援関係にある場合は、提出を省略することができます。

【交付申請額】

下記の交付申請額を申請します。

申請額	浴場面積 (500㎡超)	浴場面積 (500㎡以下)	
<input type="checkbox"/>	20万円	<input type="checkbox"/>	10万円

浴場面積(一般公衆浴場分)のわかる書類の写しが必要です。

但し、継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と区分に変更がない場合は、提出を省略することができます。

(注)裏面にも記載事項があります。

【口座振込の申出】

実行委員会から交付される支援金については、下記への口座振込を申し出ます。

口座振込の申し出	金融機関	銀行		店名	預金種目	口座番号（右詰めで記入）				
		信用金庫 信用組合 協同組合		本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
	金融機関コード(※)				店番号				(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。	
口座カナ名義	(カタカナ)									

※ 口座名義人（カナ）については、通帳の見開きページより記載してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）

但し、継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と同じ口座に振込を希望される場合は、通帳の写しの提出を省略することができます。

【宣誓・同意】

下記の宣誓・同意事項について同意します。

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、次の1から2までのいずれにも宣誓し、次の3から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）に支援金を返還致します。

1. 支給要件を満たしていること。
2. 基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。
3. 要領で定める確定申告書並びにその他証拠書類を5年間保存すること。
4. 実行委員会の求めに応じて、3で保存している情報を速やかに提出すること。
5. 実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
6. 無資格受給（申請が支給要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した基本情報等が支援金の事務のために第三者に提供される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があること。
8. 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市等）の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。
9. 支給要領に従うこと。

基本提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

<input type="checkbox"/> 確定申告書等 (決算書・収支内訳書・法人事業概況説明書等を含む)	<input type="checkbox"/> 帳簿書類等(営業実態がわかるもの)
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ)	<input type="checkbox"/> 通帳の写し(表紙と通帳を見開いた1、2ページ)
<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(法人のみ)	

※添付書類については、実施要領や申請の手引きを確認の上、忘れずに添付してください。

※以下の欄には記載しないでください。

交付決定額 (基本額)	円
----------------	---

審査	担当

※事務局受付印

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金交付申請書

(普通洗濯業に該当する事業者用)

令和 5 年 月 日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 様

以下のとおり、支援金の交付を申請します。

申請者の情報	本社・本店所在地	〒														
	申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ														
		法人名又は屋号														
		代表者役職														
		フリガナ														
	代表者名	姓						名								
	申請者の種別	選択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号												
			<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合のみ)	〒											
	担当者名	フリガナ						氏名	姓						名	
	連絡先	固定電話						携帯電話								
	事業概要	業種						事業内容								
		URL						E-mail								
		最近一年間における概算売上高											円			
従業員数		正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金						円				
設立年月日		西暦	年	月	日	決算月 ※法人の場合			月							
対象事業所等 (本社・本店が伊達市以外の場合のみ記)	住所						名称									
	〒 伊達市															
伊達商工会議所等との関係	<input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたる(会員) <input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたらぬ(非会員)															

※継続支援関係とは、伊達商工会議所会員(特別会員を含む。)、又は壮警町商工会会員のことをいいます。
 本社・本店が伊達市以外の場合は、事業所の写真等(証拠書類)の提出が必要です。
 但し、継続支援関係にある場合は、提出を省略することができます。

【交付申請額】

下記の交付申請額を申請します。

申請額	中小企業	小規模企業	個人事業主
	<input type="checkbox"/> 20万円	<input type="checkbox"/> 13万円	<input type="checkbox"/> 7万円

中小企業者に該当する場合は、従業員名簿等の写し(証拠書類)の提出が必要です。
 但し、継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と区分に変更がない場合は、提出を省略することができます。

(注)裏面にも記載事項があります。

【口座振込の申出】

実行委員会から交付される支援金については、下記への口座振込を申し出ます。

口座振込の申し出	金融機関	銀行		店名	預金種目	口座番号（右詰めで記入）				
		信用金庫 信用組合 協同組合		本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
	金融機関コード(※)			店番号			(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。			
口座カナ名義	(カタカナ)									

※ 口座名義人（カナ）については、通帳の見開きページより記載してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）

但し、継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と同じ口座に振込を希望される場合は、通帳の写しの提出を省略することができます。

【宣誓・同意】

下記の宣誓・同意事項について同意します。

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、次の1から2までのいずれにも宣誓し、次の3から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）に支援金を返還致します。

1. 支給要件を満たしていること。
2. 基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。
3. 要領で定める確定申告書並びにその他証拠書類を5年間保存すること。
4. 実行委員会の求めに応じて、3で保存している情報を速やかに提出すること。
5. 実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
6. 無資格受給（申請が支給要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した基本情報等が支援金の事務のために第三者に提供される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があること。
8. 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市等）の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。
9. 支給要領に従うこと。

基本提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 確定申告書等
(決算書・収支内訳書・法人事業概況説明書等を含む) | <input type="checkbox"/> 帳簿書類等(営業実態がわかるもの) |
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ) | <input type="checkbox"/> 通帳の写し(表紙と通帳を見開いた1、2ページ) |
| <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(法人のみ) | |

※添付書類については、実施要領や申請の手引きを確認の上、忘れずに添付してください。

※以下の欄には記載しないでください。

交付決定額 (基本額)	円
----------------	---

審査	担当	※事務局受付印

令和5年 月 日

_____様

伊達市新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金交付決定通知書

先に申請のありました標記の件につきまして、審査の結果、次のとおり交付決定しましたのでお知らせします。

記

交付決定番号 _____

交付決定額 _____ 円

振込予定日 _____ 令和 年 月 日

なお、伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金は、法人の場合は法人税法上の益金として、個人事業主の場合は所得税法上の収入として、課税の対象となりますのでご留意下さい。

【お問合せ先】

伊達市新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会事務局

(伊達商工会議所内)

電話 0142-23-2222

令和5年 月 日

様

伊達市新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金不支給決定通知書

先に申請のありました標記の件につきまして、審査の結果、次のとおり不支給決定しましたのでお知らせします。

記

不支給決定の理由

【お問合せ先】

伊達市新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会事務局
(伊達商工会議所内)
電話 0142-23-2222